

交通事故や傷害事件等に遭遇したら、 ジェイティ健保に届出をお願いします

- 1．ジェイティ健保加入者が交通事故や傷害事件などでケガをして、保険証を使用して治療した（する）場合は、ジェイティ健保に連絡し、届出することが法律で義務付けられています。

届出によって事実の確認（確定）や給付制限等に該当していないことを確認しています。

ジェイティ健保加入者が、どちらかというとなど過失が大きい（加害者）場合であっても、保険証を使用した（する）ときは届出が必要になります。

業務上、通勤途上での事故等は、労災保険の対象となり、保険証を使用しての治療はできませんのでご注意ください。

- 2．警察に届出をするときには、『人身扱い』にし、交通事故証明書の交付を受けてください。
- 3．ジェイティ健保に無断で保険証を使用して治療したり、当事者間で勝手に示談したことによって、損害賠償金の全部または一部を免除、放棄した場合には、ジェイティ健保から求償させていただくこともありますので、ご注意ください。
また、勝手に示談、放棄したことによってトラブル等になることもありますので、慎重に対応してください。
- 4．自損事故に遭遇した場合にも、届出によって事実の確認（確定）をし、また給付制限に該当していないことを確認していますので、届出をお願いします。